

# 事業報告書

自 平成19年 1月 1日  
至 平成19年12月31日

社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

東京都中央区日本橋本石町3-2-6

## 2007 年度事業報告

### 概況

セーブ・ザ・チルドレン (SCJ) は 2006 年度より 5 年間、Rewrite the Future 「いっしょに描こう子どもの未来」と称し、紛争国における教育支援にグローバル規模でのキャンペーンに世界連邦のメンバーとして取り組んでいる。紛争国や混乱期にある国や地域での活動には多くの困難がつきまとうことが予測されていたとはいえ、2007 年は、海外での紛争や暴動、政情不安などの治安問題と様々に直面しながらの活動を強いられた年といえる。アフガニスタンでは悪化する一方の治安を背景に邦人スタッフが国外退避勧告を受け、ネパールでは憲法制定選挙をめぐる政治的混乱により事業の中断や延期を強いられながらの活動であった。パキスタンでの元首相暗殺や自爆テロ等による政治活動妨害は、洪水被災者に対する緊急支援の実施に多くの困難をもたらした。ミャンマーでも僧侶による抗議デモの鎮圧が人命を奪う悲惨な結果を生んだが、SCJ は慎重に情勢判断を試みながらその国で生きる子どもたちへの支援を続けてきた。

また、2007 年 SCJ はより多くの子どもへの支援をめざし活動範囲を広げ、新たにイラク周辺国での難民支援活動にも着手した。イラクの戦火から逃れ、隣国ヨルダンに生活の場を求めてきた幼い難民の子どもやその保護者たちを支援するための幼稚園支援である。モンゴルにおいても新たな SCJ の活動地として進出したことは特筆される。さらにチャイルド・ライツ・センター事業も立ち上げた。国内外を通じて、また子どもに関する様々なレベルで活動しているアクターを繋げながら、日本に於ける子どもの権利を推進するための中核的役割を担える団体となることを目指していく。このような活動の活性化にはセーブ・ザ・チルドレン世界連盟との連携がキーとなり、連盟メンバーと協力強化も一層重視した。ベトナムで 3 年間取り組んできた世界銀行無償資金からの支援金による幼児開発教育事業の成果や、SC・リンク等の支援スキームによるアフリカや中米での活動もその一例である。また、洪水や地震など自然災害の被災者への緊急支援においても、世界連盟のネットワークとの協力体制の下に、迅速かつ低コストでの支援実施が可能となった。

### 2007 年度決算概要

2007 年度は事業活動収入が 819 百万円と予算額を 290 百万円上回った。これは、ジャパンプラットフォームより緊急支援のため民間助成金を受領したことにより 266 百万円、寄付金が予算より 12 百万円上回ったことなどによる。然しながら、真に独立性を維持した NGO として活動強化・拡大するには、今後「公益資金援助異存型」から「市民支援型」の組織になることを目指し個人又企業等からの支援獲得に一層の努力をしなければならない。

事業活動支出は 29 百万円予算を上回ったが、これは、緊急援助事業費が 79 百万円上回ったことによる。対予算比支出減少は、ミャンマーやアフガニスタンの治安悪化による海外事業の実施遅れ、国内啓蒙活動事業の縮小などによる、事業活動支出の減

額などによる。

## 海外事業

### 1. ネパール

2007年がネパールにとってどのような年であったかは、「過渡期のなかの混乱」という言葉にまとめることができる。前年の第二次民主化運動と、それに続く「マオイスト（ネパール共産党毛沢東主義派）」との和平合意の成立を受けて、ネパールでは新しい憲法を制定するための選挙が同年6月に実施されることになっていた。しかし、長年にわたる山地系住民からの差別に反発した平野系住民が抗議行動を開始したところ、政府の鎮圧部隊との衝突で数十人が死亡する事件が発生した。この事件をきっかけに、同様な抗議行動が、先住民など他の被差別民の間にも拡大した。ところが政府が、この問題を軽視する態度を見せたことから、平野系住民の大きな反発を招く結果となった。このような政治的な混乱と情勢の変化によって、選挙の日程は二度にわたって延期され、2007年中には実施ができなくなってしまった。

平野部をネパールの主な活動地域としている SCJ は、こうした政治的混乱から大きな影響を受け、事業の実施が遅れるなどの問題が生じた。しかし、これまで2つの現地 NGO パートナーと展開してきたタライ平野東部の3郡（マホタリ郡、ダヌシャ郡、サブタリ郡）の活動に加え、2007年より新たに2つの NGO パートナーと平野西部の2郡（ダン郡、スルケット郡）に事業地を拡大し、すべての子どもの教育を受ける機会を保障するため下記のような活動を行ってきた。

#### ① 東部事業 — 公立小学校教育の質の向上事業

この事業はマホタリ郡の21の公立小学校を対象に実施され、約9,000人の子どもが恩恵を受ける。現地の治安が悪化したため事業の正式な開始は2008年1月まで延期しなければならなかったが、地域の女性、青年、先住民、子ども、教師たちと共同で事業を始めるための準備を進めた。青年会や子ども会は、学校に通えない子どもたちの家庭を訪問したり、保護者に教育の重要性を訴えた。また、質の高い教育を行うために学校単位での改善計画づくりも実施された。小学校に入学しないまま8歳以上になってしまった子どもたちのためには、2年生以上への編入を準備するための特別クラスも設けられた。

#### ② 西部事業 — 武力紛争の影響を受けた子どもの為の教育事業

セーブ・ザ・チルドレン世界連盟は、「武力紛争の影響下にある子どものための教育」をテーマに世界的なキャンペーンを行ってる。ネパールはその対象国のひとつに選ばれ、2007年から本格的に活動を開始した。この事業はダン郡の22の公立小学校を対象に実施され、約5,000人の子どもがその恩恵を受けている。今まで小学校に通っていなかった子どもたち（特に紛争の影響を受けた子どもたちや低位カーストの子どもたち）のために特別クラスを設置し、高い出席率を記録した。また、入学させるだけでなく通学を継続させるた

めの教育の質を向上する事業として、支援校の教師を対象に「子どもが親しめる教師になるためのトレーニング」や、PTAなどを対象に「質の高い教育のためのトレーニング」を実施した。さらに生徒数に対して教員数の不足する学校には、ボランティア教師の派遣を行った。その他、学校の環境を整備するため、新校舎の建設（3校、10教室）や、机・椅子、トイレ、水のみ場などの整備支援を行った。また、カーペットの提供し、今まで床に座っていた子ども約1,800人が快適に勉強できるようになった。

## 2. ベトナム

近年高度経済成長を続けているベトナムでは、輸出や民間投資増加、国内消費の伸びにより、2007年度は、過去10年間で最高のGDP伸び率約8.5%を記録し、今後もさらなる経済成長が期待されている。都市部では高層ビルの建設ラッシュ、オートバイを含む車輛の急激な増加、新店舗の開設が続いている。しかしながら、経済成長を上回るペースで進む物価上昇、電気・通信などの基本インフラ整備の遅れ、優秀な人材不足、度重なる災害発生など、このままの経済成長が続くために立ちはだかる不安材料も多いのが現状である。また、都市部とは対照的に、農村やアクセスの悪い山岳部で暮らす人々は、経済成長の恩恵を受けることなく、不十分な医療サービス、地理的条件や少数民族の独自文化が考慮されない学校教育制度の弊害で、義務教育の完了が困難であったり、身体的発達が十分に守られているとは言えない。都市部と農村の生活レベルの格差だけではなく、急激な開発と経済成長による貧富の差が乖離し、貧困が深刻化、内在化し、人々の生活への負の影響が発生しているといえる。

### ① 総合的子どもの発達事業

少数民族の割合が高いイエンバイ省チャンイエン郡の3カ村を対象に、未就学児の発達を促進する目的で3歳未満児の栄養改善、3～6歳未満児の保護者への乳幼児教育の改善、産前検診、貧困世帯を対象とした家庭菜園の普及を行った。毎月150人の子どもたちと保護者に対し栄養研修を行った結果、栄養不良率が34.9%から18.2%へ減少、大きな効果が得られた。産前検診では、診療所への資機材の提供、ヘルスワーカーや診療所職員への研修を行い、毎月産前検診を実施した。産前検診従事者の知識や技術の向上と同時に、定期的な産前検診受診により、低体重児の出生率が2.06%から0.73%へ減少、妊産期の体重増加に関する正しい知識もあわせて普及された。家庭菜園では政府職員や指導者、および貧困世帯約900名を対象とした研修を計11回を行い、家庭における安全で栄養価の高い食材の確保が可能となりった。乳幼児教育では、幼稚園の改修やコミュニティ・ライブラリー整備という施設整備支援と保護者や教員への研修を通じ、おもちゃや絵本の普及と同時に子ども参加の子育ての重要性が認識され始めた。

### ② 乳幼児総合発育事業

ルックイエン郡における当事業は世界銀行（日本社会開発基金）の支援を受け、ベトナム教育訓練省およびセーブ・ザ・チルドレンの共同事業として実施した3年事業の最終年度であった。地元教育機関の幼児教育体制強化を目的とし、幼稚園教師を対象とした新規

教育方法の研修、幼稚園整備、フォーラム開催、政策提言文書作成が行われた結果、当事業がベトナム国営放送で紹介された他、事業カリキュラムがベトナム国内の少数民族地域で取り入れられることになり、大きな成果を達成することができた。また、あわせて家庭における乳幼児教育普及や子どもの発育促進のための6歳未満児の健康診断、駆虫剤処方・鉄剤配布、保護者への調理実習、保健局職員への研修を行い、健康診断受診率100%達成、地元の保健サービスの活性化、母親の子どもの発達に対する意識の改善が図られた。

### ③ 小規模貸付事業

イエンバイ省にて、3歳未満の栄養不良児の母親あるいは貧困家庭の妊産婦を対象に、小規模貸付事業を継続した。新規事業地では原資16,112ドルを提供し、433名が新たに貸付活動に参加した結果、養豚への投資が成功し、現金収入の少ない世帯での所得の向上が確認された他、当活動を通して得られた利子(約291万円)が子どもの栄養改善のための活動費に使われた。また、事業監理をする女性同盟関係者やボランティア、グループリーダーへの研修を行い、事業監理力が向上され、より確実に効率的な事業が実施されるようになった。

### ④ 子どもの参加による環境教育事業

子どもの参加促進を目的とする当事業では地域の環境改善をテーマに環境に関する知識の向上、行動の改善も狙いとする様々な活動が行われた。イエンバイ省イエンビン郡の4校から32名の生徒と8名の学校教員を対象としたファシリテーター研修、情報告知板の設置、清掃活動への参加、環境セッションを行い、生徒や教員が地元の環境への見識、子どもの権利に関する知識を深めたばかりではなく、子どもが教員と相談しながら学校内や地域の人々と自ら情報を伝達し行動していく手段を学ぶことができた。

## 3. ミャンマー

2007年、国際社会とりわけ日本の関心はミャンマーの政情不安に向けられた。燃料価格の急騰に端を発し、9月にはヤンゴンなどの都市において僧侶を中心とした反政府デモが起きましたが、ミャンマー政府は武力をもってこれを鎮圧した。多くのミャンマー人とともに、日本人ジャーナリスト1名も犠牲となった。10月半ばには状況は沈静化したものの、一連の事件により観光・サービス業は大きな打撃を被ったほか、燃料高騰による生活必需品の値上げが続き、人々の生活はさらに厳しい状況となっている。

ミャンマーでは米国や英国のSCとともに教育、子どもの保護、保健、栄養の4つの分野に取り組んでいる。ミャンマーの5歳未満児死亡率は1,000人あたり77.77人(1999年調査)、5歳未満児栄養不良率は35.3%(2000年調査)<sup>1</sup>と低いほか、保健医療費の国家予算の割り当ては非常に少なく医療設備の整備は進んでいない。このような状況を改善するため、SCJは特に「子どもの健康と栄養事業」に力を入れて活動を行った。事業対象地域では暴動による直接的な影響はみられず、カレン州パアン地区とバゴ西管区において下記のよ

<sup>1</sup> ミャンマー保健省、[Health in Myanmar 2006](#).

うな活動を実施することができた。

(イ) バゴ西管区ジゴン町及びテゴン町

バゴ西管区ジゴン町及びテゴン町では、3歳未満児の健康状態と栄養状態の改善を目的とした「子どもの健康と栄養事業」を実施した。主な活動は以下のとおり。

① 医療施設整備

乏しい水と衛生設備及び不適切な医療サービスを改善するために、前年度から引き続き10ヶ所のサブ・ルーラル・ヘルス・センター（簡易保健所）の建設を行った。この結果、子どもや村人の医療施設へのアクセスが便利となり、2007年4月末の事業終了時まで約33,000人の人々が利用できるようになった。また、サブ・ルーラル・ヘルス・センターの建設にあたっては地元の村人たちによる建設委員会を立ち上げ、彼らが建設や資材調達プロセスに主体的に参加する手法を通じて住民の参加意識やオーナーシップが高まった。

② 知識の復習とボランティア育成

子どもの栄養状態の改善には、栄養バランスのよい食事を子どもに与えられようにより母親・保護者が適切な調理方法や衛生・疾病に関する知識を得ることが重要である。昨年度事業を実施した30カ村では、433人の母親・保護者に対しコミュニティでの保健・衛生・栄養研修の復習と村ボランティアの育成強化についてのフォローアップを行った。研修に研修参加した母親・保護者は改めて子どもの成長を把握するために体重測定的重要性を認識することができた。定期的に体重測定を行うことにより、3歳未満の栄養不良の子どもが昨年45%から平均35%まで減少したことを把握することができた。5人の村ボランティアは、研修のファシリテーターを努めることを通じて自信が高まった。また、栄養給食の提供後、平均約70%の栄養不良の子ども(222人)の体重が増加した。

(ロ) カレン州パアン町

カレン州パアン町では、前年に事業を行った10カ村に加え、新たに20カ村において以下の活動を開始した。

① 住民を対象とした行動変容研修

5歳未満児の母親・保護者556人を対象に下痢・結核・急性呼吸器系疾病・マラリアに関する研修が村のボランティア38名により実施された。この研修を通じ、母親・保護者は疾病に関する正しい知識を深め、子どもの顔や身体状況を見て基礎的な病気を判断し、適切な処置をとることができるようになった。

② 栄養改善

子どもの栄養改善のため、3歳未満児に栄養給食とビタミン剤を提供したほか、妊産婦及び6ヶ月未満児の母親にビタミンB1剤を配布した。この活動を通じ、3歳未満の栄養

不良児 46 人の体重が増加し、栄養不良状態から脱することができた。

### ③ 医療施設の整備

3 箇所のサブ・ルーラル・ヘルス・センターの建設によって、約 10,000 人の村人が医療施設にアクセスできるようになった。

### ④ 鶏の雛や野菜種子の配布

栄養不良児がいる 103 世帯に対しニワトリの雛 412 羽を配布したほか、栄養不良児を持つ母親 177 人に 3 種類の野菜種子を配布した。これらの支援を通じ、母親は卵と野菜などのバランスのよい食事を子どもに提供できるようになった。

### ⑤ ハエ防止型トイレ設置

930 世帯を対象にハエ防止型トイレ用の資材を配布し、住民自身がトイレを建設したことにより衛生環境が改善された。

## 4. アフガニスタン

アフガニスタンでは 2007 年春以降、戦力を整えた反体制武装勢力によるテロや外国人拉致事件が相次いだ。NGO を標的とした武装強盗や殺害件数も 2007 年だけで計 81 を数えた。そうした不安定な治安情勢の中、SCJ は中央高地バーミヤン州 3 郡において紛争影響下にある子どもたちのための教育事業を展開してきた。同年夏、アフガニスタン国内全域に邦人退避勧告が発令されたため、SCJ 日本人駐在員は国外への退去を余儀なくされた。しかし、SCJ は姉妹団体の米国やスウェーデン/ノルウェーの SC メンバーとこれまで以上に協力体制を強化させ、バーミヤン州の教育支援を継続し、現地の子どもたちが質の良い教育機会を持てるよう下記の活動を実施してきた。

### ① 公立学校の学習環境改善事業

20 年以上にも及んだ武力紛争により、アフガニスタン国内にあった 3 分の 2 の学校は破壊されてしまった。国際社会による教育復興支援の結果、各地域に学校校舎が建設されてきたが、山岳農村地域では未だに多くの子どもたちが学習机や椅子、本棚が整備されていない学習環境のなかで学校の授業を受けている。

SCJ は公立学校計 18 校に対して生徒用学習机と椅子を提供し、その結果、小中学生延べ 5,700 名が正しい姿勢で集中して授業を受けることができるようになった。同様に、郡教育局や小中学校教員計 232 名が普通の業務で利用するおとな用の机と椅子と本棚も提供した。

### ② 女子識字教室事業と教材寄贈事業

山岳地帯のバーミヤン州で暮らす学齢期の女の子の多くは学校に通うことができない。理由は家計を支えるため仕事をしたり、村に学校がなかったり、時に親が女の子の長距離通学を懸念したり男性教員の授業を嫌い学校に通わせない場合があるからである。

SCJ は女子教育を推進させるため、識字教室 10 教室を開催した。SCJ は定期的に各教室

を訪問し、授業視察を行い、教員や生徒の出席状況や、授業の進捗をチェックしてきた。出席率の低い教室があれば、適宜、教員やコミュニティ、生徒たちから聴き取り調査を行い、その原因究明と対策を講じてきた。その結果、これまで貧困や性差により基礎教育の機会を持てなかった 7～35 歳の女性 185 名が、村の識字教室に通い小学校学年分の読み書きと計算ができるようになった。

また、SCJ は十分な教材や副教材がない公立学校 2 校と教員資料室、SCJ 識字学級 10 教室に対して学習教材支援を実施した。首都カブールから、ダリ語の学校教材や辞書、絵本など 40 ジャンル・86 タイトルの計 1,072 冊の新品書物を取り寄せ、本棚 2 つおよび絵本箱 10 箱の提供を行った。その結果、現地の子どもたちは教科書のみならず百科事典や歴史物語、絵本や詩などを読むことができるようになった。子どもたちは読み書き能力だけではなく、書物を通して自然界への興味・関心を深めたり、個人の世界観・想像力をより広げる可能性を持つことができるようになった。

### ③ 学校教員研修事業

アフガニスタン全土の学校教員数は約 14 万人。そのうち高等学校を卒業し教員資格を得た者は全体のわずか 17%に留まる。特に農村地域では教員の教育レベルや女性教員不足は深刻である。教員が教科書をただ棒読みするだけのような授業は、生徒たちの学習意欲を削ぎ退学率の上昇にも直結し問題であるといえる。

SCJ は小学校教員計 126 名を対象に教授法研修を、中学校教員 50 名を対象に 3 教科能力教科研修をそれぞれ実施した。ほぼ全員の教員が研修を修了し、指導教科内容やカリキュラム、学級づくりの知識を深め、以前よりもわかりやすい授業を実践するようになった。

### ④ 州教育局の運営体制支援事業

SCJ はバーミヤン州教育局にソーラー発電機一式を提供した。当地には公共の電気供給がなく、電気資機材の利用が困難だったが、教育局はソーラー発電機で日照時間を利用し、無線機やコンピューターを使用することが容易になった。そして、他郡の学校や教育局と業務連絡や通信することが可能となり、公立学校の支援体制が以前よりも整備された。

### ⑤ PTA 支援事業

アフガニスタン全土では 2007 年度の新学期に、貧困などの影響でこれまで学校に通えなかった子どもたちを含む約 608 万人が学校に戻ったとされている。この数値は 2003 年度のほぼ 2 倍である。しかし、小学校に通う生徒のうち女子 74%と男子 56%は、小学五年生に達するまでに学校を中退してしまう。

こうした小学生の就学率や定着率の低下問題に取り組むため、SCJ はバーミヤン州の村々で PTA を発足させた。PTA 活動を通じて、村長や宗教指導者、学校教員や親たちが村の子どもたちの教育問題について意見交換を交わすようになり、教育への関心がコミュニティ全体に深まるようになった。また、女性の PTA メンバーたちも積極的に意見交換に参加し、特に高学年の女子生徒が抱える通学や進学の難しさについて問題を共有し、問題解決に向けて PTA 活動を活発に進めるようになった。



## 5. モンゴル

20 世紀の大半を社会主義国家として歩み計画経済のもと国づくりに励んできたモンゴルは、90 年代初頭に民主化・市場経済への移行と急激な政治・経済変革を経験した。一部のみに偏った富をもたらした一方で、大規模な失業、貧富の拡大と貧困者の増大、アルコール依存、家庭内暴力、家庭崩壊など様々な問題をももたらした。貧困や家庭での暴力を逃れ路上での生活に流れたストリートチルドレンや、学校や施設での暴力に苦しむ子どもたちが多く見られる。近年、教育を含む社会保障分野の国家予算は大幅にカットされ、地方の学校の教育環境整備、障害児への教育といったものは後回しになってきた。

そのような中、SCJ は 2007 年に新たに駐在員を派遣し、モンゴルで 10 年以上の活動を続けてきた英国 SC と合同事業を開始することにした。ウランバートル市の貧困地域や、国营企業の倒産で多くの失業者を生み出したドルノド県、活動基盤のあるセレンゲ県、フフスゴル県などを主な活動地とした。

教育と子どもの保護・参加の分野を中心に、政策レベルに影響を与えるような実践を目指して活動を行うことになった。ストリートチルドレンに対する支援や、障害児のための統合教育の推進に取り組むとともに、子どもに対する暴力とそのケアの実態を知るための基礎調査も開始した。

### ① ストリートチルドレンに対する支援

子ども保護センターを拠点に、ストリートチルドレンに対して、衣食、保健衛生を中心とした生活支援を行い、識字学習、ライフスキル教育、カウンセリング、保健衛生指導といった生活指導を実施した。この保護センターには 7-12 月の間に延べ 872 名のストリートチルドレンが利用した。またセンターに来ないストリートチルドレンのためには、週に 2 回、ソーシャルワーカーによるアウトリーチ活動を実施し、路上で暮らす子どもへの情報普及や生活相談を行った。ストリートやマンホールに暮らす少女たちの中には性暴力の被害者となるケースもあるため、彼女らに精神的なケアを行い、予防や対処法についても理解を深めてもらうことができた。

さらに、ストリートチルドレンが家族、親戚、里親と再会・統合し、再生活のスタートを応援する家族再統合プログラムにも取り組んだ。その結果、活動開始の 7 月から年末までに 9 人の子どもが家族や親戚との再生活を遂げ、5 人が施設での生活を開始することができた。

子ども保護関連分野で働く職員を対象とした 3 種類の能力研修もを行い、ハイリスク家庭に暮らす子どもの保護や、ストレスマネジメント、事例研究などを通じて、関係職員が子どもたちと適切に接し個別の問題解決に資することができるよう能力強化をはかった。

### ② 障害児のための統合教育推進事業

モンゴルでは 2006 年末に障害児の統合教育の法制度化にこぎつけたものの、教育現場での理解や実践がほとんどなされていない。地方の学校にバリア・フリータイプの玄関及びトイレを設置するためのニーズアセスメントを行い、対象校 10 校を選出した。改修工事の図面は 12 月末に完成したので、厳冬期が終わって工事が可能となる 2008 年春に工事を着

工する予定である。

また、これまで障害児を受け入れたことのない学校や教員にとっては統合教育に対するとまどいも大きいことから、教員の理解と日常の教育指導を助けるための研修を行って、教員や保護者を支援する必要もある。そこで学校教員のニーズ分析を行い、それをもとに研修スケジュールと指導マニュアルを作成し、教員のための障害児受入指導研修を行った。これには主に村レベルの教員約 30 名が参加し、5 日間のカリキュラムに取り組んだ。SC はこれを契機に、次年度以降も教員や保護者をサポートしながら、障害児の教育保障に取り組んでいくことになる。

### ③ 子ども保護のための基礎調査事業

保護者の庇護下にはない子ども（ストリートチルドレン、虐待被害児、寮生活を送る子ども、施設で生活する子ども）に対する暴力の被害状況とケアの現状を把握し、既存のサポート体制を再検証するための基礎調査を開始した。基礎調査計画作成研修を行い、子ども、保護者、教員と施設職員用に3種類の調査表を作成し、対象地区での聞き取り調査をおこなった。調査分析結果の報告は2008年になるが、それにより今後の子ども保護に関わる事業立案や評価の重要な指標として利用することができるようになる。

## 6. エチオピア（世界連盟共同事業）

エチオピアではチャイルドリンクで支援いただいた寄付などをもとに世界連盟と共同で衛生事業を中心に実施し、以下のような成果が上がっている。

- ・ 23校でHIV/エイズクラブが組織された。
- ・ 956人の小学校の先生と、66人の分校の先生に対して教員トレーニングを実施した。
- ・ デプレシナに新しい保健所をつくり、1才未満乳幼児18,688人を含む125,000人が利用した。
- ・ エチオピア政府と協力して、自然災害を防ぎ、また被害に備えるために働きかけを行っている。

## 6. カンボジア（世界連盟共同事業）

カンボジアではチャイルドリンクで支援いただいた寄付などをもとに世界連盟と共同で家庭内暴力や性的虐待で苦しむ子どもたちを対象に“安全網（セーフティネット）”プロジェクトを実施した。

- ・ 570,000人以上の子どもたちが、セーブ・ザ・チルドレンの支援プロジェクトに参加した。
- ・ 暴力や性的虐待の被害を受けた29,000人を超える子どもたちが村の“安全網”プロジェクトに参加した。
- ・ 乳幼児の家庭で、母親の育児研修を行い、3,078人の子どもたちが健全に成長してる。

ここ数年で“安全網”委員会は、家庭内暴力に苦しんでいる家族や、アルコールとギャ

ンブルへ依存している家族の抱える問題を多く解決してきた。また、暴力や性的虐待にさらされている子どもたちには安全な施設を紹介している。

## 海外緊急支援事業の詳細

### 1. イラク難民支援（ヨルダン）

2003年のフセイン政権崩壊後の不安定な政情が、イラク国内での内紛を激化し、略奪、殺人、誘拐の増加を誘発している。さらに、2006年のサマラ聖廟爆破以降、このような状況は悪化し、多くのイラク国民は周辺国に退避した。その総数は220万人とも言われ、シリアに続く第2の難民避難先となっているヨルダンには50万人以上の難民がいると考えられている。ヨルダンではパレスチナ難民受け入れの経験から、難民が半永久的に滞留することを恐れている。結果、難民受け入れはあくまで一時的なものであるとし、政府らによる抜本的な難民受け入れ対応はとられてこなかった。しかし、人口570万人の小国ヨルダンにとって、10人に1人ともなる難民を受け入れることは、大きな負担であり、インフラや各種制度に影響を及ぼし始めている。

このような状況は教育の分野においても大いに見られる。ヨルダンで生活をするイラク難民の3分の1以上が18歳未満の子どもとされており、難民吸収による現存ヨルダン教育システムへの多大なる負荷が予想される。さらに、2007年より小学生以上の教育については、居住権の有無に関わらず公立学校への受け入れが決定した一方で、就学前教育については元より制度が不整備であったこともあり、イラク難民を大々的に受け入れられる状況にない。子どもたちが長期にわたり教育が受けられない状況は深刻であり、緊急に対応を要する。受入国にもたらされる様々な負担にも考慮しながら、ヨルダンの教育分野における難民受け入れ環境全体の向上を支援し、イラク難民の教育環境の実質的向上を目指す必要がある。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、7-8月と、9-10月の現地調査を実施の上、2007年11月より活動を開始。日本人スタッフ2人がヨルダン首都アンマンを拠点として、活動を展開している。

#### ① 就学前イラク人幼児の緊急教育支援事業

[目的]	イラク人の受け皿となるヨルダン就学前教育における教員の能力強化及び施設の修復を行うことで制度を強化し、イラク人の子どもが就学前教育を受けられるようにする。
[事業期間]	2007年11月より実施中
[事業地域]	ザルカ、イルビット、マフラック
[対象人口]	680人

#### ② 教育能力強化支援事業

当事業では、強制送還等を恐れ社会との接触を避ける傾向にあるイラク難民家族へのアウトリーチ、早期幼児教育指導者養成、心理社会サポート指導者育成を予定。対象幼稚園の

選定や、現状アセスメント、またボランティア用のアウトリーチ活動資料の作成等、1月からの本格活動開始に向け準備が進められた。

### ③ 就学前幼児教育施設修復事業

当事業では、幼稚園施設の修復とイラク人親と子どものセンター設置を中心として、通園手段のサポートを含め、総合的に就学前幼児教育環境の改善を目指す。1月からの修復工事に向け、各幼稚園のアセスメントを実施。工事作業プロセスの確認等を進めると同時に、資機材の発注も開始した。

## 2. 南アジア水害被災者支援（パキスタン・ネパール）

2007年は、世界的、歴史的に洪水・水害の被害が甚大となった年であった。2007年だけで、12,429人の命が洪水の犠牲となっている。なかでも、パキスタン、インド、ネパール、バングラデシュなど南アジアにおいてはその被害がとりわけ大きく、セーブ・ザ・チルドレン世界連盟は洪水発生当時から、迅速にこれらの地域の洪水支援を行った。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンはパキスタンに日本人スタッフを派遣、またネパールではセーブ・ザ・チルドレン・ジャパン・ネパール現地事務所を拠点に支援活動を行った。

### ① パキスタン水害被災者支援

2007年6月26日にパキスタン南部沿岸を通過した台風 Yemyin によって引き起こされた洪水は、バロチスタン州およびシンド州を中心に、死者 205 名、倒壊家屋 8 万棟の被害をもたらし、計 250 万名の人々が被災した。

[目的]                    1) 洪水によって被害を受けた子どもたちとその家族の、最低限の生活環境、安全および衛生環境を回復する。  
                             2) 母子保健従事者のキャパシティを向上し、医療インフラを整えることで、被災者に対する救急医療を確保する。

[事業期間]                2007年8月より実施中

[事業地域]                バロチスタン州ケチ地区トゥルバット

[対象人口]                11,550人

### シェルター配布事業

650世帯に、竹などの自然素材を利用したシェルターの資材を提供した。ケチ地区では、特に貧困層の多くの人々の家屋が倒壊し、被災生活を送っていた。本事業で配布したシェルターは、仮設でありながら6-7年程度は耐えうる仕様のもので、洪水後すぐに家屋の再建目処がたたない人々の住環境を最低限確保することができた。なお、新たな500世帯にも提供中である。

### 調理器具および衛生用品配布事業

鍋や皿などの調理器具および蚊帳、石鹸、給水タンクなどの衛生用品を1000世帯に配布した。これにより、避難生活を送る人々の衛生・生活環境を最低限維持することができた。

### 毛布配布事業

1150 世帯に対し、防寒用毛布を 4 枚ずつ（うち 2 枚が子ども用）配布中である。特に簡素なシェルター等で生活する人々の、冬の気候における、身体への影響を緩和することができる。

#### 衛生促進・救急医療支援と救急医療体制支援事業

支援対象地であるケチ中央病院の医療従事者を対象に、IMNCI(新生児と子どもの包括的な病気抑制管理に関する研修)を実施している。事業地では災害後、特に感染症や赤痢などの感染症が増加した。IMNCI は病気の早期発見と早期治療に焦点を当てたもので、本研修を行うことで、緊急時における急性呼吸器感染症やマラリアなどの早期発見、治療、予防を促進できる。また、同中央病院に吸入器や聴診器などの医療器具を提供中で、救急医療体制を強化している。

#### ② ネパール水害被災者支援

ネパールでは 2007 年 7 月初旬および 8 月中旬に 2 度の大きな豪雨が発生した。その後も散発的な大雨が 9 月まで続き、洪水による死者は 203 人を数え、ネパール全 75 郡のうち南部の平野部を中心に 45 郡が被災した。

[目的] 災害に対して最も脆弱な貧困層の子どもたちとその家族の生活環境、衛生環境、教育環境を整えることによって、彼らがいち早く日常生活へ復帰できるようにする。

[事業期間] 2007 年 9 月より実施中

[事業地域] ダヌシャ郡、マホタリ郡、サブタリ郡、カイラリ郡、バルディヤ郡

[対象人口] 75,000 人

#### 教育支援事業

洪水でダメージを受けた 56 の小・中学校および 28 幼稚園の修繕、机や椅子、教材などを提供することにより、子どもたちが衛生的で安全に勉強できる教育環境を回復している。またトイレの修復（8 校）や給水施設の補修（25 校）を実施したことにより、子どもたちの衛生状態が向上した。

#### 保健・衛生支援事業

洪水後、下痢や喘息、肺炎、疥癬などの皮膚病などが蔓延していたため、特に学校を中心に健康診断を行い、およそ 4,000 人の子どもと妊娠・授乳期の女性が診察と薬剤の処方を受けた。また、7,829 人の児童に経口保水塩および駆虫剤を配布した。これらにより、子どもたちと妊産婦の健康が回復された。

#### 食糧支援事業

800 世帯を対象に、塩、油、米、豆などの食糧を配布した。さらに、身体的に災害の影響を受けやすい乳幼児や妊産婦を支援するため、0 歳から 3 歳までの乳幼児 3,000 人および妊娠・授乳期の女性 1,300 人に、高栄養食糧を配布し、一時的な栄養不足による健康への影響を回避することができた。

#### 生活用品配布事業

1800 世帯を対象に、テントや蚊帳、調理用具、衣服などの生活用品を配布した。

### 3. スマトラ南西沖地震被災者支援（インドネシア）

2007年9月12日、インドネシア・スマトラ島南西部沖でマグニチュード8.4の地震、翌日13日には同7.9の地震が発生し、ベンクル、西スマトラ、ジャンビ、リアウの各州（いずれもスマトラ島）に大きな被害をもたらした。しかし、人的被害が比較的小さかったことがあり、インドネシア政府は緊急援助要請を行わなかったため、海外からの支援活動は小規模なものになり、また中央政府の支援方針決定に時間がかかることから、被災地における公共施設の修復・改築には長期化が予想されている。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、被災地において地震後学校の授業が再開されたものの、地震により使用不可能になった教室が多く、多くの児童は教室がないまま授業を受けなければならない現状及び、右現状に関する州政府の支援要請を受け、被災地のひとつであるベンクル州ムコムコ県において、教室用のテント及び教室備品の配布を目的とする緊急事業を実施した。これにより、中央政府の支援が始まるまでの期間、安全な環境下で学習活動を行うことが可能になった。

#### ① 学校テントおよび教室備品支援事業

[目的] 教室として利用するテントの配布及び教室備品の配布を行うことにより、早急に安全な環境下で学習活動を再開できるようにする。

[事業期間] 2007年11月より実施中

[事業地域] ベンクル州ムコムコ県

[対象人口] 16,779名（大人1,023人、児童18歳以下15,756名）

#### 活動内容

地震により使用不可能となったムコムコ県内の合計353教室（公立普通学校317教室、公立神学校36教室）に対し、188教室分のテント94帳（テント1帳で2教室分）を配布している。また、各教室にホワイトボード、マーカー（合計353セット）も供与している。学校の早期再開は、安全な学習環境を提供するとともに、子どもたちの一刻も早い日常生活への復帰を支援することになり、トラウマや不安を開放する一助になると思われる。また、学校関係者及び地域住民の協力を得てテントに床を設置しており、政府による修・改築の目処がたっていない中、被災地での半年にわたる雨季への、またその後の中・長期使用における耐久性にも配慮がなされた。これら、教職員やPTAら住民の自主的参加によるテント設置や維持管理を促進できたことは、地域における教育環境に対する関心喚起にもつながった。

### 4. ペルー地震被災者支援

2007年8月15日、ペルー南岸沖60kmを震源地としてマグニチュード7.9の地震が発生。地震は特に沿岸部のイカ州に甚大な被害をもたらした。600人近くの人々が死亡し、66万人近くの人々が被災した。教育、保健などの基礎サービスへの被害に加え、住宅への被害が著しく、約14万戸が崩壊、また居住不可能な状態であった。政府調査機関の統計による

と、地震で最も大きな影響を受けたのはチンチャ州とされ、人口の 55%以上が家を失った。同統計によると特にチンチャ州プエブロ・ヌエボ地区では 92%の住居が居住不可能となる被害を受けたとされた。このような深刻な住居問題に対応し、セーブ・ザ・チルドレンは住民への簡易シェルター用資材の配布とトレーニングに加え、食糧や生活用品などの配布を実施した。

#### 簡易シェルター用資材の配布

- [目的] 地震の被災者の最低限の住環境を整えることによって、日常生活に復帰できるようにする。
- [事業期間] 2007 年 10 月 - 11 月
- [事業地域] チンチャ州プエブロ・ヌエボ地区
- [対象人口] 110 世帯 550 人

#### 活動内容

当事業で簡易住居の資材を配布するにあたって、対象被災地区の中でも、すぐに簡易シェルター設置が進められる家庭（瓦礫の片づけが終わり、設置作業を行う人がいる等）、また子どもが多い、あるいは高齢者・障害者を抱えた家庭を対象とした。5 人用のシェルター 110 戸分の資材が配布された。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンはセーブ・ザ・チルドレンの緊急支援の一環としてプエブロ・ヌエボ地区の住民への簡易シェルター用資材の配布と使用方法のトレーニングを実施した。

### **5. サイクロン「シドル」被災者支援（バングラデシュ）**

2007 年 11 月 15 日、大型サイクロン「シドル」がバングラデシュを直撃。サイクロン（直径 350 マイル）はセーブ・ザ・チルドレンが広くプログラムを行っているバリサルに隣接した地域クルナ地方に上陸。3,000 人以上の死者、3 万 5 千人近くの負傷者、また、670 万人の被災者が発生したとされている。さらに、その約半数は子どもであり、少なくとも 60 万人が 5 歳以下の子どもとされている。また、サイクロンのダメージは、被災人数のみでなく、被害地域の 50~90%の農作物全滅など、インフラも含め、広範囲に及んでいる。

1972 年よりバングラデシュで活動している基盤を活かし、セーブ・ザ・チルドレンはサイクロン発生直後より食糧、生活用品、浄水装置、簡易シェルターなどの配布支援活動を開始した。

#### サイクロン「シドル」被災者に対する緊急物資配布

- [目的] サイクロンの被災者の生活環境を整えることによって、日常生活に復帰できるようにする。
- [事業期間] 2007 年 12 月
- [事業地域] バリサルとクルナ内 8 地区
- [対象人口] 34,000 世帯

#### 活動内容

サイクロンによりすべてを流されてしまった被災者にとって、生活用品（NFIs）は食料、

水、避難所等に並び急務を要するニーズであった。また、コレラや下痢等の発生を危惧し、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンはセーブ・ザ・チルドレンの緊急支援の一環として 3 種の生活用品セット（生活必需品セット、衛生用品セット、乳児用品セット）の配布を支援した。

## 6. パキスタン地震復興支援

2005 年 10 月 8 日、パキスタン北部を震源として、マグニチュード 7.6 の地震が発生した。その被害は死者 7 万 3 千人以上、負傷者 8 万人以上、さらに被災者 330 万人以上と言われ、パキスタン北部辺境州、アザド・ジャンム・カシミール州（AJK）を中心として多大な被害をもたらした。小学校を含む大半の建物が倒壊した村も複数あった。また、地震が起こったのが冬前だったこともあり、被災者は厳しい冬の環境下での被災生活を強いられ、二次被害の恐れも警告された。震災により家屋を失った被災民の、その中でも身体的にも弱い子どもたちの保護の問題は深刻であった。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、震災直後の物資配給を中心とした緊急援助から、越冬期におけるセーフ・プレイ・エリア (SPA) 等を用いた子どもの支援事業と、継続した震災被災者支援を実施。さらに、これらの活動を通し、地震発生前も含め既存のシステムでは子どもの保護について十分な対応がなされないことが危惧されたため、2006 年 6 月からは子どもの保護（チャイルド・プロテクション）に特化し、総合的な子どもの保護事業を展開した。地震を契機に支援を開始したカシミール地方の 2 地域ムザファラバード、バークにて、地震前の状態に戻すことに限定せず、該当地域のこれからの発展につながるしくみの基盤を築き、2007 年 7 月にパキスタン地震復興支援を完了した。

### ① 子どもの保護支援事業

[目的] 政府担当局を含め、子どもの保護システムを構築、強化し、子どもの保護問題が周知されることで、子どもが保護される。

[事業期間] 2006 年 6 月-2007 年 7 月

[事業地域] アザド・ジャンム・カシミール (AJK) 州ムザファラバード、バーク

[対象人口] 3,500 人の子ども

#### 活動内容

##### (1) 子どもの保護におけるネットワーク構築

ムザファラバード、バークにそれぞれ子どもの保護に関する Citizen Action Forum (CAF) を設置した。CAF のメンバーは、コミュニティリーダー、政府担当官、専門家といった要となるステークホルダーであり、月に一度の会合で子ども保護に関する懸念問題を話し合う。また、Community Protection Committees (CPCs) も地域内村々に設置され（各地域 20 箇所、合計 40 箇所）、コミュニティでの子どもの保護に関する問題を、社会福祉省内に新たに設置された子ども保護モニタリング局へ報告し、それぞれのケースに必要な対処がとられるよう各アクターをリンクする。

##### (2) 政府担当局とパートナー NGO 間の調整システムの構築

ムザファラバード、バーク両地域にて、27 のローカル NGO を含めた調整機能を果たす 2



つの NGO ネットワークを構築。子どもの保護に関してそれぞれの情報を交換し、問題を話し合う。また、子どもの保護におけるモニタリングとリポーティングに関するトレーニングを実施、40人の NGO ネットワークのメンバーがトレーニングを受けた。

### (3) マスメディアを通じた子どもの保護

マスメディアの力は大きく、子どもの保護に関しても、直接の対象である子どもに限らず、コミュニティや政策立案者まで、その影響力は広く、多大である。メディアデスクを設置するとともに、現地メディア（プレスクラブ、有力紙、ニュースチャンネル等）との協力のもと、メディア上での子どもの扱い、また子どもの権利や保護に関する問題の注意喚起がなされた。

## 子どもの権利推進事業

### 1. チャイルド・ライツ・センター

虐待をはじめとする子どもの権利侵害、および子どもを取り巻く問題は、国内外で顕在化しており、それらに早急に対応していく必要がある。また、「青少年育成施策大綱」等をはじめとする国の政策では、子どもの主体性の醸成が示され、同時に、国連「子どもの権利委員会」からは、市民一般における子どもの権利に対する意識を醸成する必要性が指摘されている。これらをうけ、国内外を通じて、子どもの権利を推進するための中核的役割を担えるようにチャイルド・ライツ・センターを立ち上げた。現在まで国内事業として実施してきたスピーキングアウト事業もセンター活動の一部として位置づけ、センター活動を充実化していく。

#### ① チャイルド・ライツ・センターの基盤整備

チャイルド・ライツ・センターの目的およびセンターの機能を決定した。その目的は、子どもと共に、「子どもの権利」を推進していくことである。一人でも多くの人が子どもの権利への理解を深め、行動することで、[子どもの権利条約](#)の基本原則である「子どもの最善の利益」、「生存と発達」、「差別の禁止」、「子ども参加」が実現されることを目指す。特に子どもへの周知、子ども参加を重視し、子どもたちが自ら学び、考え、行動するという主体性を育めるようサポートしていく。この目的達成のために、スピーキングアウト事業、子どもへのアンケート・調査、子どもの権利を基盤とする関係団体および関係者との連携促進を図ることで、社会への働きかけを積極的に行っていく。

#### ② 子どもへの暴力減少のための情報発信

子ども支援に携わる関係者に対する情報発信として、子どもへの暴力に関するシンポジウムの企画を開始した。子どもの暴力に関する国連報告に深く関わっている SC アライアンスの知見を生かしながら、国内における「子どもへの暴力」禁止運動を促進するために、シンポジウムを通じて世界ではどのような取り組みがされているか国際的動向に触れる機会を提供する。また、一般市民への情報発信として、SC スウェーデンが作成し、国連など国際機関が推奨する世界でも実践される子育て・しつけ方法（ガイド）である“Positive

Discipline”の翻訳・発行の準備にとりかかった。前述の子どもの暴力に関するシンポジウムの開催とあわせ、“Positive Discipline”の翻訳・発行により、日本において子育てに不安を抱える親の減少や児童虐待・育児放棄の減少に寄与していく。

### ③ チャイルド・ライツ・センター活動促進委員会の設置

チャイルド・ライツ・センターが実施する活動への助言や答申をいただくために、外部有識者による活動促進委員会を設置した。子どもの権利、子ども支援、子ども参加、子どもの虐待、事業および戦略立案等を専門とする計6名が活動促進委員として決定した。

### ④ スピーキングアウト事業

#### (1) スピーキングアウトの実施

東京・大阪の計59カ所、平均して月5件のスピーキングアウトを定期的実施し、主に小・中学生を中心とするのべ2,978名とボランティアスピーカーのべ238名が参加した。うち高校2校では、Child to Child（スピーキングアウトを受けた子どもが、プログラム作成やリハーサルを経て、他の子どもにスピーキングアウトを実施）を実施すると同時に、ミーティングに高校生が適宜参加することにより、約50名の子どもがスピーキングアウトの立案・実施・評価に携わった。また大人向け子どもの権利ワークショップも実施し、約250名の大人が参加した。スピーキングアウトの実施の成果は、的確な事業評価のために作成したチェックシートの運用により、子どもの国際理解や子どもの権利への理解への深まりが明確になっている。

#### (2) プログラム内容の充実

現在までのスピーキングアウト実施で培ったノウハウや経験をもとに、子どもがセーブ・ザ・チルドレンを通じ、世界の現状や国際協力活動を知ることが目的とした4種類のポスター教材を作成した。これらのポスター教材は、スピーキングアウトを東京・大阪以外の他地域に普及する際にも十分活用できるものとなっている。また、子どもがより自分事として捉えられるように、国内の子どもを取り巻く課題である“在住外国人”をテーマとしたプログラムを作成し、実施した。

#### (3) スピーキングアウトの地方展開

東京・大阪地域以外へのスピーキングアウトの普及の基盤作りとして、広島県や企業などの他団体との連携の在り方を模索した。今後はこれらのネットワークを生かし、スピーキングアウトの地方展開につなげていく。

#### (4) ボランティアの育成

東京・大阪各所で、ボランティアを対象とした研修を計3回実施し、のべ約70名が参加した。特に例年実施している合同ワークショップでは、Child to Childを実施している高校の先生と生徒に参加してもらうことで、子ども視点に立ったプログラムのあり方を考えることができた。またこれらの研修に加え、ボランティアによるスキルアップ講座の実施やワーキンググループの運営が行われ、スピーキングアウトにより主体的に関わるボランティアが育成された。さらに計6回のトレーニングプログラムを立案し、実施することで、意識の高いボランティアを確保することができた。

## 広報啓蒙活動事業

2006年度末に実施されたボストン・コンサルティング・グループ（BCG）による過去の啓蒙活動の実績や市場分析を基にしたリサーチの結果を受けて、2007年度の啓蒙事業は、当団体の認知度と収入を高めるための活動を中心に行われた。各種媒体広告、ニュースレター、ダイレクトメール、イベントを同じ時期に集中する戦略を立案・実行し、限られた資源の有効活用ができた

2007年は、PR エージェンシーと代理店契約を結び積極的な PR 広報活動を展開した。SCJ から配信したリリースは約 40 本。リリースの主な内容としては、モンゴルやヨルダンでの SCJ の事業開始のような活動プログラム、南アジア洪水などの Alliance と取り組む緊急支援活動、INAX との協働事業や IKEA とのキャンペーンなど企業関連、Speaking Out (SO) の実施、そして文化祭キャンペーンやチャリティイベントなどの国内での活動、などである。メディアに積極的に働きかけることにより、記事掲載の効率が大幅にアップしたが、2007 年は特に、SO および文化祭キャンペーンなど国内での啓蒙活動が記事で取り上げられる傾向が強かった。教育新聞・小学生新聞などの専門紙はもちろん、2007 年は朝日・読売・毎日の日本 3 大紙に記事が掲載された。また、企業のキャンペーンなどに絡み雑誌での団体名露出が増えているのも近年の特徴である。報道関係者向けの詳細な団体資料も作成し、2008 年も引き続き積極的なメディア戦略を進めていく。

団体の知名度が上がり、外部からのコンタクトが増えてきている。例えば、昨年出版された乙武洋匡さんの著作では、当団体理事・事務局長のインタビューが掲載された。また、当方からコンタクトを絶やさないようにして CHAGE&ASKA、藤原紀香など長期にわたるセレブからも継続して支援していただいている。

一方、既存の支援者に対するコミュニケーションサイクルの頻度を上げ、同時に支援者のアップグレード（単発支援者を継続寄付者に、継続寄付者を高額継続寄付者に）を図るため、年 2 回だったニュースレターを年 4 回に倍増し、デザインもタブロイド新聞の形式とした。2007 年は、Rewrite the Future を年間でフィーチャーし、SC のグローバル戦略を強く訴えかけ、同時に海外駐在員の日本人スタッフの活躍を前面に出し、SCJ の団体としての特徴も押し出した。

現在、ウェブサイトは企業であれ NGO であれ非常に重要なツールとして認識されているが、SCJ は日本の NGO の中で最初にネットの重要性に気づいた団体の一つであり、戦略的に取り組んでいる。2004 年末のサイトの大幅リニューアル後、毎年サイト構成やデザインの見直しをかけ、News 欄の定期的更新など効果的な SEO に取り組んでいる。2007 年 6 月に改定を行い、サイト訪問者が寄付しやすいように一部構造を改善した。あわせて、Yahoo! や Google でのキーワード広告、Affiliate などの SEM にも積極的に取り組んでいる。新聞広告などの広告戦略と相乗効果を挙げ、2007 年は前年比で、アクセス数 5% アップ、ウェブからの申し込み数は 2.6 倍のアップとなった。

広告は、比較的安定した支援者獲得実績のある新聞広告を朝日新聞朝刊と夕刊に月 1 度掲載し、補強する形で雑誌の広告も試みた。広告実施に当たっては 30 歳女性をターゲットとして生活面を中心に展開した結果、新規支援者の 6 割強が女性で平均年齢は 30 代と目標通り

の支援者を獲得できた。また、月々1500円から支援可能と訴求することで、継続寄付者の数を飛躍的に伸ばした。

これに加え、ドン・ペリニオン・チャリティ・ガラ、文化祭キャンペーン、駐在員報告会、世界銀行との共同セミナー等各種イベントを積極的に行いセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの認知度と寄付収入を高めた。

一方、既存の支援者に対するコミュニケーション強化と、支援者のアップグレード（単発支援者を継続寄付者に、継続寄付者を高額の継続寄付者に）のために、年4回に増えたニュースレターを送る際に同梱した夏冬の募金のお願いや、アップグレードのお願いに多くの支援者が応えてくれた。特に冬募金は前年比30%プラスであった。また、ダイレクトメールも、安く、もしくは無料で同梱させてくれる企業支援者の手を借りることによってコストパフォーマンスの良いダイレクトメールを展開することができた。また南アジア洪水の際には、緊急ダイレクトメールをホームページと連動する形で展開し、支援金を獲得できた。

企業支援者獲得も、予算以上にすすみ、順調に伸びた。企業からの問合せ件数も増えるとともに、企業コンタクトリストを作って法人折衝活動を展開した。資生堂、クリニック、イケア、エーザイ、モンベル、JR東日本企画など大手企業の支援が新たに得られる事が決定し、またガリバーインターナショナル、プリモ・ジャパンなどの新興企業からの支援も新たに獲得することができた。その結果法人からの収入は予算を大きく上回った。

2008年は潜在支援者、支援者に対し多角的包囲・集中、ドナーニーズの充足、能動的アプローチを戦略の柱として、4月2日のワールド・チルドレン・フェスティバルも含め、更に多面的かつ積極的にアプローチしていく。

# 決算報告書

自 平成19年 1月 1日  
至 平成19年12月31日

社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

東京都中央区日本橋本石町3-2-6

# 貸借対照表(一般会計)

2007年12月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度
I. 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	268,566,346
海外現金預金	44,201,718
前払事業費	75,319,541
未収金	18,810,547
棚卸資産	184,910
前払費用	2,037,021
仮払金	838,094
流動資産合計	409,958,177
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
定期預金	50,000,000
基本財産合計	50,000,000
(2) 特定資産	
退職給付引当特定資産	16,944,570
減価償却引当特定資産	8,561,745
支援者拡大事業引当特定資産	43,225,000
海外事業安定化積立特定資産	29,934,215
緊急援助事業引当特定資産	14,400,000
国内事業引当特定資産	35,090,000
特定資産合計	148,155,530
(3) その他固定資産	
土地	6,077,000
建物	16,444,353
車両運搬具	1,977,368
什器備品	5,438,380
ソフトウェア	1,909,887
保証金	3,728,940
その他固定資産合計	35,575,928
固定資産合計	233,731,458
資産合計	643,689,635
II. 負債の部	
1. 流動負債	
未払金	36,009,761
仮受金	9,000
預り金	2,518,699
賞与引当金	1,315,038
流動負債合計	39,852,498
2. 固定負債	
退職給付引当金	17,950,612
固定負債合計	17,950,612
負債合計	57,803,110
III. 正味財産の部	
1. 指定正味財産	
政府補助金	7,518,718
民間助成金	196,884,088
現地収入	3,630,289
指定寄付	125,085,144
指定正味財産合計	333,118,239
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(8,000,000)
2. 一般正味財産	252,768,286
(うち特定資産への充当額)	(123,210,960)
正味財産合計	585,886,525
負債及び正味財産合計	643,689,635

正味財産増減計算書(一般会計)

2007年1月1日から2007年12月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
①基本財産運用益	150,000
②特定資産運用益	343,397
③受取入会金	60,000
④受取会費	14,765,800
個人維持会員会費	7,075,800
法人維持会員会費	5,900,000
SCJ会員会費	1,790,000
⑤受取補助金等	182,894,439
政府補助金	59,990,936
国際機関委託金	35,632,955
民間助成金	72,388,420
現地収入	14,882,128
⑥受取寄付金	337,940,253
無指定寄付	261,744,674
指定寄付	76,195,579
⑦雑収入	179,965
経常収益計	536,333,854
(2) 経常費用	
①事業費	536,402,096
海外援助費	227,176,793
ネパール	45,965,175
ベトナム	63,597,956
ミャンマー	15,236,991
アフガニスタン	37,975,933
モンゴル	5,320,419
世界連盟事業	59,080,319
緊急援助事業費	79,339,886
海外事業人件費	49,592,997
海外事業活動費	10,665,728
国内事業費	20,051,591
国内啓蒙事業費	5,447,350
国内啓蒙費	144,127,751
②管理費	69,861,788
人件費	32,785,348
交通費	2,404,475
家賃・リース料	10,407,400
その他	18,738,545
外部監査費	945,000
減価償却費	4,581,020
経常費用計	606,263,884
当期経常増減額	△ 69,930,030
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
①固定資産売却益	38,354
経常外収益計	38,354
(2) 経常外費用	
①固定資産除却損	969,358
経常外費用計	969,358
当期経常外増減額	△ 931,004
当期一般正味財産増減額	△ 70,861,034
一般正味財産期首残高	323,629,320
一般正味財産期末残高	252,768,286
II 指定正味財産増減の部	
①受取補助金等	362,386,883
政府補助金収入	40,345,642
国際機関委託金等	35,632,955
民間助成金収入	269,272,508
現地収入	17,135,778
②受取寄付金等	151,280,723
指定寄付	151,280,723
③一般正味財産への振替額	△ 230,549,367
当期指定正味財産増減額	283,118,239
指定正味財産期首残高	50,000,000
指定正味財産期末残高	333,118,239
III 正味財産期末残高	585,886,525

財務諸表に関する注記(一般会計)

1. 重要な会計方針

- (1) 当期から「公益法人会計基準」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)を採用している。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
最終仕入原価法で評価している。
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
建物・什器備品・車両運搬具・ソフトウェア-----定額法による減価償却を実施している。
- (4) 引当金の計上基準  
退職給付引当金は、当該年度末の要支給額に相当する額を計上している。  
賞与引当金は、支給見込み額のうち当期に対応している賞与相当額を計上している。
- (5) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (6) 海外財務諸表の円換算  
以下のとおり2007年12月銀行最終営業日T/Mレートを採用している。  
アフガニスタン 1USDル=114.15円(三菱東京UFJ銀行 12月28日)  
ベトナム 1USDル=114.15円(三菱東京UFJ銀行 12月28日)  
ミャンマー 1USDル=114.15円(三菱東京UFJ銀行 12月28日)  
ネパール 1NRS(ネパールルピー)=1.799円(Standard Chartered Bank 12月31日)
- (7) 消費税等の会計処理  
税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及び残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	50,000,000	-	-	50,000,000
小計	50,000,000	-	-	50,000,000
特定資産				
退職給付引当特定資産	14,610,269	4,696,178	2,361,877	16,944,570
減価償却引当特定資産	13,898,604	2,004,392	7,341,251	8,561,745
支援者拡大事業引当特定資産	43,225,000	-	-	43,225,000
海外事業安定化積立特定資産	29,934,215	-	-	29,934,215
緊急援助事業引当特定資産	14,400,000	-	-	14,400,000
国内事業引当特定資産	27,090,000	8,000,000	-	35,090,000
海外記念事業引当特定資産	2,000,000	-	2,000,000	-
小計	145,158,088	14,700,570	11,703,128	148,155,530
合計	195,158,088	14,700,570	11,703,128	198,155,530

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は次のとおりである。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充 当額)	(うち一般正味財産からの充 当額)	(うち負債に対応する 額)
基本財産				
定期預金	50,000,000	(50,000,000)	-	-
小計	50,000,000	(50,000,000)	-	-
特定資産				
退職給付引当特定資産	16,944,570	-	-	(16,944,570)
減価償却引当特定資産	8,561,745	-	(8,561,745)	-
支援者拡大事業引当特定資産	43,225,000	-	(43,225,000)	-
海外事業安定化積立特定資産	29,934,215	-	(29,934,215)	-
緊急援助事業引当特定資産	14,400,000	-	(14,400,000)	-
国内事業引当特定資産	35,090,000	(8,000,000)	(27,090,000)	-
小計	148,155,530	(8,000,000)	(123,210,960)	(16,944,570)
合計	198,155,530	(58,000,000)	(123,210,960)	(16,944,570)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	17,923,000	1,478,647	16,444,353
車両運搬具	11,256,037	9,278,669	1,977,368
什器備品	15,166,945	9,728,565	5,438,380
ソフトウェア	4,471,710	2,561,823	1,909,887
合計	48,817,692	23,047,704	25,769,988

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期増減額及び残高は次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
政府補助金					
NGO連携無償資金協力等	日本国外務省	32,306,278	21,095,094	52,594,640	806,732
草の根技術協力等	(独)国際協力機構	-	19,250,548	12,538,562	6,711,986
民間助成金					
緊急支援助成金	(特)ジャパン・プラットフォーム	-	253,897,995	63,025,270	190,872,725
ベトナム環境教育事業支援等	(株)INAX	-	1,200,000	1,200,000	-
栄養改善事業助成金等	味の素(株)	-	1,800,000	1,446,104	353,896
スピーキングアウト事業支援等	(財)地球市民財団	-	3,750,000	3,733,194	16,806
国際ボランティア貯金	(財)郵便貯金振興会	-	6,000,000	1,524,816	4,475,184
子どもの早期ケアと発達事業支	(特)エフエフジャパン	-	1,500,000	959,036	540,964
フェリシモ地球の村基金	(株)フェリシモ	-	500,000	500,000	-
子どもの栄養改善事業支援	公益信託アドラ国際援助基金	-	624,513	-	624,513
国際機関委託金					
幼児教育改善事業支援	国際復興開発銀行	-	35,632,955	35,632,955	-
現地収入					
セーブザチルドレン共同事業	セーブザチルドレン世界連盟	-	17,135,778	13,505,489	3,630,289
合計		32,306,278	362,386,883	186,660,066	208,033,095

注 貸借対照表上の記載区分は、全て指定正味財産となっている。



6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳  
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は以下のとおりである。

内容	金額
政府補助金収入	32,826,924
国際機関委託金等	35,632,955
民間助成金収入	72,388,420
現地収入	13,505,489
指定寄付	76,195,579
合計	230,549,367

注 上記振替額は、全て経常収益への振替となっている。

7. 前払事業費のうち、72,982,171円と、現金預金と海外現金預金のうち202,136,068円は、指定正味財産に対応するものである。

# 財産目録(一般会計)

2007年12月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
I. 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金手許有高	173,477	
普通預金     三菱東京UFJ銀行室町支店等	266,892,869	
定期預金     三菱東京UFJ銀行室町支店	1,500,000	
現金預金合計	268,566,346	
海外現金預金		
アフガニスタン	6,436,399	
ネパール	17,749,203	
ベトナム	8,442,269	
ミャンマー	11,573,847	
海外現金預金合計	44,201,718	
未収金		
本部	344,454	
アフガニスタン	179,322	
ネパール	13,185,748	
ベトナム	5,101,023	
未収金合計	18,810,547	
棚卸資産(グッズ)	184,910	
前払事業費	75,319,541	
前払費用		
本部	652,564	
ネパール	1,384,457	
前払費用合計	2,037,021	
仮払金		
本部	502,418	
ベトナム	335,676	
仮払金合計	838,094	
流動資産合計	409,958,177	
2. 固定資産		
(1) 基本財産   三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	50,000,000	
(2) 特定資産		
退職給付引当特定資産 定期預金三菱東京UFJ銀行室町支店		
本部 三菱東京UFJ銀行室町支店 定期預金	12,850,500	
ネパール スタンダードチャータード銀行 普通預金	4,094,070	
退職給付引当資産合計	16,944,570	
減価償却引当特定資産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	8,561,745	
支援者拡大事業引当特定資産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	43,225,000	
緊急援助事業引当特定資産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	14,400,000	
海外事業安定化積立特定資産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	29,934,215	
国内事業引当特定資産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	35,090,000	
特定資産合計	148,155,530	
(3) その他固定資産		
土地	6,077,000	
建物	16,444,353	
車両運搬具		
アフガニスタン	637,007	
ネパール	683,382	
ベトナム	25,912	
ミャンマー	631,067	
車両運搬具合計	1,977,368	
什器備品(コンピューターシステム、事務用机等)		
本部	2,989,272	
アフガニスタン	1,382,804	
ネパール	513,669	
ベトナム	497,982	
ミャンマー	54,653	
什器備品合計	5,438,380	
ソフトウェア(支援者管理ソフト等)	1,909,887	
保証金 本部事務所賃借敷金(東京都中央区日本橋本石町)	3,728,940	
その他固定資産合計	35,575,928	
固定資産合計	233,731,458	
資産合計	643,689,635	

## 財産目録（一般会計）

2007年12月31日現在

（単位：円）

科 目	金 額	
II. 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
本部	28,707,807	
アフガニスタン	4,922,658	
ベトナム	870,475	
ネパール	1,508,821	
未払金合計	36,009,761	
賞与引当金	1,315,038	
預り金	2,518,699	
仮受金	9,000	
流動負債合計		39,852,498
2. 固定負債		
退職給付引当金		
本部	12,850,500	
ネパール	4,094,070	
ベトナム	1,006,042	
退職給付引当金合計	17,950,612	
固定負債合計		17,950,612
負債合計		57,803,110
正味財産		585,886,525

収支計算書(一般会計)

2007年1月1日から2007年12月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
<b>1. 事業活動収入</b>				
①基本財産運用収入	15,000	150,000	135,000	
②特定資産運用収入	0	343,397	343,397	
③入会金収入	0	60,000	60,000	
④会費収入	16,500,000	14,765,800	△ 1,734,200	
⑤政府補助金収入等	66,524,000	67,509,654	985,654	
⑥国際機関委託金収入	34,118,000	35,632,955	1,514,955	
⑦民間助成金収入	2,820,000	269,272,508	266,452,508	緊急援助事業による
⑧寄付金収入	400,208,000	413,025,397	12,817,397	
無指定寄付収入	253,137,000	261,744,674	8,607,674	
指定寄付収入	147,071,000	151,280,723	4,209,723	
⑨雑収入	60,000	179,965	119,965	
⑩海外事務所収入	8,821,000	18,512,417	9,691,417	
事業活動収入計	529,066,000	819,452,093	290,386,093	
<b>2. 事業活動支出</b>				
①事業費支出	500,760,000	533,938,733	33,178,733	
海外援助費支出	246,523,000	227,200,530	△ 19,322,470	
ネパール	42,265,000	45,132,269	2,867,269	
ベトナム	55,381,000	63,364,010	7,983,010	
ミャンマー	23,050,000	15,236,991	△ 7,813,009	治安悪化による事業の遅延
アフガニスタン	53,943,000	39,066,522	△ 14,876,478	治安悪化による事業の遅延
モンゴル	0	5,320,419	5,320,419	
世界連盟事業	69,884,000	59,080,319	△ 10,803,681	
その他	2,000,000	0	△ 2,000,000	
緊急援助事業費支出	0	79,339,886	79,339,886	
海外事業人件費支出	64,777,000	48,578,197	△ 16,198,803	
海外事業活動費支出	7,181,000	10,665,728	3,484,728	
国内事業費支出	13,200,000	20,051,591	6,851,591	
国内啓蒙費支出	169,079,000	148,102,801	△ 20,976,199	DM代、PRコストなど
②管理費支出	66,718,000	62,876,713	△ 3,841,287	
人件費支出	31,022,000	31,470,310	448,310	
交通費支出	3,891,000	2,404,475	△ 1,486,525	
家賃・リース料支出	11,804,000	10,407,400	△ 1,396,600	
その他支出	20,001,000	18,594,528	△ 1,406,472	
③外部監査費支出	900,000	945,000	45,000	
事業活動支出計	568,378,000	597,760,446	29,382,446	
<b>事業活動収支差額</b>	<b>△ 39,312,000</b>	<b>221,691,647</b>	<b>261,003,647</b>	
<b>II 投資活動収支の部</b>				
<b>1. 投資活動収入</b>				
①固定資産売却収入	0	89,804	89,804	
②特定資産取崩収入				
退職給付引当資産取崩収入	0	2,361,877	2,361,877	
減価償却引当資産取崩収入	0	7,341,251	7,341,251	
支援者拡大事業引当特定資産取崩収入	19,000,000	0	△ 19,000,000	
海外事業安定化積立資産取崩収入	4,000,000	0	△ 4,000,000	
国内事業引当資産取崩収入	10,000,000	0	△ 10,000,000	
海外記念事業引当資産取崩収入	2,000,000	2,000,000	0	
特定資産取崩収入計	35,000,000	11,703,128	△ 23,296,872	
投資活動収入計	35,000,000	11,792,932	△ 23,207,068	
<b>2. 投資活動支出</b>				
①特定資産取得支出				
退職給付引当資産取得支出	2,800,000	4,696,178	1,896,178	
減価償却引当資産取得支出	4,000,000	2,004,392	△ 1,995,608	
国内事業引当資産取得支出	0	8,000,000	8,000,000	
特定資産取得支出計	6,800,000	14,700,570	7,900,570	
②固定資産取得支出	0	2,489,375	2,489,375	
投資活動支出計	6,800,000	17,189,945	10,389,945	
<b>投資活動収支差額</b>	<b>28,200,000</b>	<b>△ 5,397,013</b>	<b>△ 33,597,013</b>	
<b>当期収支差額</b>	<b>△ 11,112,000</b>	<b>216,294,634</b>	<b>227,406,634</b>	
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>155,126,083</b>	<b>155,126,083</b>	<b>0</b>	
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>144,014,083</b>	<b>371,420,717</b>	<b>227,406,634</b>	

## 収支計算書に対する注記

1. 収支予算書は旧基準で作成したが収支計算書は新基準で作成している。
2. 資金の範囲について  
資金の範囲には、現金預金・海外現金預金・前払事業費・未収金・棚卸資産・前払費用・仮払金  
未払金・前受金・仮受金・預り金を含めている。  
なお、前期末及び当期末残高は、下記3に記載するとおりである。

3. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	150,670,930	268,566,346
海外現金預金	37,096,700	44,201,718
前払事業費	0	75,319,541
未収金	6,656,486	18,810,547
棚卸資産	231,249	184,910
前払費用	771,157	2,037,021
仮払金	4,154,392	838,094
合計	199,580,914	409,958,177
未払金	12,143,553	36,009,761
前受金	32,311,278	0
仮受金	0	9,000
預り金	0	2,518,699
合計	44,454,831	38,537,460
次期繰越収支差額	155,126,083	371,420,717

